

【諮問第277号】

30川情個第35号
平成30年12月18日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

平成30年4月27日付け30川総人第178号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分のうち、別紙「本答申書における分類」(C)の情報については、それを取り消し、開示するべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年9月12日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「26川財税第1227号『処分取消等請求事件の判決について（報告）』の報告対象となった判決書」及び「25川財税第1100号『損害賠償請求事件の判決について（報告）』の報告対象となった判決書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、26川財税第1227号「処分取消等請求事件の判決について（報告）」の報告対象となった判決文及び25川財税第1100号「損害賠償請求事件の判決について（報告）」の報告対象となった判決文（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書と特定し、このうち、原告の住所、氏名、職業、口座情報、事件番号、裁判官氏名、書記官氏名、裁判所担当部等、滞納税額、納期、配当計算書の内容、異議申立ての内容については条例第8条第1号、第4号柱書及び第6号に該当するとして、平成29年9月19日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分に対して、平成29年12月18日付けで、本件処分のうち、原告の職業、口座情報（ただし、原告の名義のうち固有名詞に係る部分、口座番号及び第三債務者である法人の名称又は個人の氏名のうち固有名詞に係る部分を除く。）、判決言渡日及び口頭弁論の終結の日並びにその他不開示とされた年月日の全部、裁判官氏名、裁判所書記官氏名、裁判所担当部等、滞納税額、納期、配当計算書の内容、異議申立ての内容を不開示とした部分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第277号事件）。
- (4) 併せて、審査請求人は、実施機関に対して不開示部分と不開示事由の対応関係を明らかにするよう求めたが、実施機関がこれに応じないことから、平成30年4月1日付けで、審査請求書の訂正申立書を提出し、本件処分を取り消すとの裁決を求めることを主位的請求とし、(3)の内容を予備的請求と改める、とした。

3 審査請求人の主張要旨

平成29年12月18日付け審査請求書、平成30年2月20日付け反論書及び平成30年4月1日付け再反論書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 原告の住所、氏名、職業、口座情報、事件番号、裁判官氏名、書記官氏名、裁判所担当部等について
 - ア 条例第8条第1号該当性
 - (ア) 裁判所における訴訟記録の閲覧は、訴訟記録を特定した上で裁判所書記官に申請書を提出しなければならず、その際、原告・被告双方の氏名又は名称と

事件番号を揃えて記入しなければならない。審査請求人は原告の氏名及び事件番号の開示を求めているから、その他の部分を開示しても、実施機関が主張する「これらの情報をもとに事件を特定すること」は不可能である。

(イ) 職業については、開示するだけで個人を特定できるような職業以外は、住所氏名を不開示とすれば、個人を特定することは通常不可能のはずである。また、その他の情報の大半についても、原告の氏名又は名称及び住所その他一定の事項を不開示とすることで、開示が可能である。

(ウ) 横浜地方裁判所に訴えが提起された行政訴訟は、原則として第1民事部が担当する。実施機関は、横浜地方裁判所の担当部がわかれば判決文の記載内容と相まって事件内容が特定できると主張するが、係属中の事件だけでも多数の事件を抱えていることから、事件記録の特定は不可能である。

イ 条例第8条第4号柱書及び第6号該当性

実施機関は、原告の氏名について、地方税法第22条の守秘義務の対象となる旨主張している。守秘義務の対象となる秘密は「(調査又は徴収等の)事務に関して知り得た秘密」とされているが、対象公文書は裁判所が作成した司法文書であり、地方税の賦課徴収における調査等に基づいて実施機関が作成した文書における秘密ではないから、当該秘密の要件を満たさない。したがって、条例第8条第1号の個人情報該当性によってのみ判断されるべきである。

(2) 滞納税額、納期、配当計算書の内容、異議申立ての内容について

ア 条例第8条第1号該当性

(ア) これらの情報は個人を特定できない状態で開示した場合、これらの情報をもとに見ず知らずの個人の権利利益を侵害することは不可能である。

また、これらの情報は訴状等の作成において原告に記載が要求されるものであり、原告のほか裁判所も知っており、何人も訴訟記録を閲覧することが前提となるのであれば、「一般に公開しているものではない」「原告のみが知り得る情報である」といった実施機関の主張は失当である。

(イ) 異議申立ての年月日やこれに対する決定日が不開示とされているが、現行行政不服審査法の下における審査請求のうちいくつかについては、行政不服審査裁決・答申検索データベースで公開されている。これらの情報を開示した場合にどのような過程を経て個人が特定できるのか、説明すべきである。

イ 条例第8条第4号柱書及び第6号該当性

(ア) 判決書は納税者である原告が裁判所に対して開示した事実を基本として作成されるため、司法文書として公にされることが前提とされるものである。行政内部において秘密として扱われる事実と同一の内容があった場合、それは裁判所において明らかになった事実とたまたま一致したにすぎず、地方税法第22条の適用はない。

(イ) 税額を不開示とする場合、その当不当の問題はさておき、ほとんどは個人情報として不開示とされるべきものである。

(ウ) 実施機関は条例第8条第4号にも該当するというが、地方税法第22条は地方税の賦課徴収の事務に関する情報について述べているのであるから、同

法を前提とするなら該当条項は第4号柱書ではなく第4号ア（租税の賦課及び徴収に係る事務に関するもの）である。

(3) その他

- ア 開示請求承諾通知書の「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄には請求内容を丸写ししただけの記載がされており、公文書の特定に不当の疑いが残る。
- イ 不開示部分と不開示事由の判然としない部分があり、これらの記載内容の確認について、ヴォーン・インデックスの作成及び提示を求めたところ、実施機関はこの立証を拒否した。不開示事由の立証責任は実施機関にあり、主張立証が欠ければその処分は全体が一個の違法な処分になる。
- ウ 審査請求人が証拠として提出した13事例は、実施機関以外の自治体等における同種の判決書であるが、本件の開示内容とは全くかけ離れた開示が行われており、実施機関の主張のごとき理由を述べる自治体もなく、かつ情報公開法制の本旨に沿った開示となっている。
- エ 実施機関が弁明書において、審査請求人が地方税法第22条にいう税務情報等につき誤った理解をしているという主張を行い、審査請求人の名誉を傷つけたことは極めて遺憾である。

4 実施機関の主張要旨

平成30年1月18日付け弁明書、平成30年3月2日付け再弁明書及び平成30年8月21日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 裁判所における訴訟記録の閲覧等と条例による公文書の開示について

- ア 訴訟記録の閲覧請求については、民事訴訟法第91条第1項において「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」とされている一方で、同条第5項では「訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することはできない」と、また、同法第92条には「裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で・・・閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製・・・の請求をすることができる者を当事者に限ることができる」とされ、一定の条件の下では閲覧が制限されている。
- イ 本市が保有する判決文は、被告である本市が裁判所から送達を受けたものであり、民事訴訟法に基づく公開義務を課せられているものではない。
- ウ そもそも、条例と民事訴訟法とはその目的を異にしている。本件処分においては、不開示部分があっても事案の概要は十分に知ることができ、市民の知る権利や公共の利益等を害するものではない。
- エ 条例では写しの交付により開示が行われるが、民事訴訟法においては当事者及び利害関係人以外の第三者は、訴訟記録の謄写等を認められていない。

(2) 地方税法における守秘義務について

- ア 地方税法第22条の対象は「事務に関して知り得た秘密」であり、「税務職員が知ることができた収入額・・・等私人の秘密のほか、調査事務等を執行することに関連して知り得た私人の秘密も含むものである」（地方税務研究会編

「地方税法総則逐条解説」（地方財務協会・平成29年）参照）とされている。本件対象公文書は、地方税に関する訴訟の被告である本市に対して裁判所から送達されたものであり、地方税の事務に関して知り得た秘密であることは明らかである。

また、当該情報については、当然、地方公務員法第34条第1項における、職務上の秘密にも当たる。

イ 地方税法における秘密には原則的に守秘義務が課せられており、違反した場合には、罰則が科せられるものである。

(3) 個人情報について

ア 事件番号、裁判官名、書記官氏名、裁判所担当部等を開示しない理由は、本件処分の不開示理由に示したとおりであり、これらの情報と開示部分から閲覧する判決が絞り込まれ、訴訟資料を閲覧することが可能となるおそれがあるためである。

イ 職業について、審査請求人の主張によれば、職業の種類により開示の有無を区別することになるが、そのような判断を行うことは適当ではない。

ウ 滞納税額、納期、配当計算書の内容、異議申立ての内容については、一般に公開しているものではなく、原告のみが知り得る情報であり、開示した場合、原告の財産状況等が推測されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示としている。

また、これらはいずれも財産状況に関するものであり、開示することにより、特定の個人を識別することが仮にできないとしても、なお、個人の権利利益を侵害するおそれがある。

(4) 事務事業情報及び法令による不開示情報について

ア 納税者氏名については、審査請求人は請求の対象外としつつ、地方税法上保護される秘密には該当しないと主張しているが、(2)アで示したとおり、納税者の氏名は地方税法上守秘義務が課せられた情報であり、同時に、条例第8条第4号に定める事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 滞納税額、納期、配当計算書の内容、異議申立ての内容についても同様に、地方税法上守秘義務が課せられた情報であり、同時に、条例第8条第4号に定める事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(5) その他

審査請求人が提出した証拠は、いずれも各自治体の判断を示しているにすぎず、自治体間でも不開示の判断に差異があるように、各自治体の判断と本件処分を単純に比較し、その差異を指摘すること自体には意味がなく、本件処分の取消事由にはならない。

5 審査会の判断

(1) 実施機関は、対象公文書のうち、原告の住所、氏名、職業、口座情報、事件番号、裁判官氏名、書記官氏名、裁判所担当部等の裁判関係情報（別紙「本答申書における分類」欄（A）の情報。以下「裁判関係情報」という。）及び滞納税額、

納期、配当計算書の内容、異議申立ての内容等の税務関係情報（別紙「本答申書における分類」欄（B）及び（C）の情報。以下「税務関係情報」という。）について、いずれも条例第8条第1号、第4号柱書及び第6号に該当するとして不開示とする本件処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服とし、処分の取消しを求めている。そこで、以下、これら裁判関係情報及び税務関係情報の各情報を開示すべきか否かについて検討する。

（2）裁判関係情報について

実施機関は、裁判関係情報について、これらが条例第8条第1号、第4号柱書及び第6号に該当するとして不開示を主張している。

これに対し、審査請求人は、いずれも開示すべきであるとして、処分の取消しを求めている。

ア 条例第8条第1号本文該当性

条例第8条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（以下「個人識別情報」という。）を不開示としている。

この点、まず、裁判関係情報のうち、原告の氏名、住所はこれにより特定の個人を識別することができる情報であり、職業、口座情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別しうる情報であるから、いずれも条例第8条第1号本文の個人識別情報に該当する。

次に、上記以外の裁判関係情報（事件番号、裁判官氏名、書記官氏名、裁判所担当部等。以下「その余の裁判関係情報」という。）が、条例第8条第1号本文の個人識別情報に該当するか否かについて、検討する。

本件対象公文書は、判決書であり、裁判に関する情報であるところ、まず、裁判所の保有する司法行政文書については、「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」に基づく開示の申出が認められている。この対象となる裁判に関する情報としては、開廷表や予定表等の文書、データが該当するものと考えられ、当該開示の申出により、何人であっても、事件番号、事件名、口頭弁論の日時、裁判官、裁判種別、法廷の場所等の情報が得られることが想定される。

したがって、その余の裁判関係情報を開示してしまうと、上記司法行政文書の開示の申出によって得られた情報とこれらとを照合することで、具体的な訴訟事件の特定性が飛躍的に高まるものと解される。そして、民事訴訟法第91条（行政事件訴訟法第7条により準用）が「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めていることから、当該訴訟記録を閲覧請求することが可能となり、当該訴訟記録に記載されている特定の個人を識別することができることとなる。

よって、その余の裁判関係情報は、「個人に関する情報・・・であって、・・・他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ

ることとなるもの」であるといえ、やはり条例第8条第1号本文の個人識別情報に該当する。

イ 条例第8条第1号ただし書ア該当性

条例は、個人に関する情報であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、なお開示すると規定している（条例第8条第1号ただし書ア）。

本件対象公文書は、判決書であるところ、このような訴訟記録については、先述のように、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定められている（民事訴訟法第91条、行政事件訴訟法第7条）。

そこで、裁判関係情報が「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するといえるか否かについて検討する。

この点、訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の保存、裁判所の執務、秘密保護等の観点から、閲覧を制限される場合等が存する（民事訴訟法第91第5項、同第92条、行政事件訴訟法第7条）。

すなわち、訴訟記録の閲覧請求については、常にその閲覧が認められるとはいえないのであって、これらの情報は、必ずしも公にされるとは限らない。

また、本件対象公文書にかかる判決書については、いずれも裁判所のホームページにおける「裁判例情報」には掲載されておらず、よって、インターネット上で実質的に公開されているということもいえない。

したがって、裁判関係情報については、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とまではいえず、条例第8条第1号ただし書アの適用はない。

ウ 条例第8条第4号柱書及び同条第6号該当性

以上のように、裁判関係情報については、いずれも条例第8条第1号本文に該当することから、条例第8条第4号柱書及び同条第6号の該当性については、これらを判断するまでもない。

(3) 税務関係情報について

実施機関は、税務関係情報について、これらが条例第8条第1号、第4号柱書及び第6号に該当するとして不開示を主張している。

これに対し、審査請求人は、いずれも開示すべきであるとして、処分の取消しを求めている。

ア 条例第8条第1号本文該当性

条例第8条第1号本文は、個人識別情報を不開示とするとともに、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「権利利益侵害情報」という。）をも不開示と定めている。

そこで、税務関係情報が、条例第8条第1号本文の個人識別情報ないし権利利益侵害情報に該当するか否かについて、検討する。

まず、税務関係情報のうち、別紙「本答申書における分類」(B)の情報(以下「税務関係情報(B)」という。)は、原告の財産に関する情報、市県民税・固定資産税等の延滞金、金融機関名、納期、滞納税額等の情報である。これらはいずれも原告の財産、税額等と一体不可分の情報であると認められ、これらの情報を公にすることにより、一定の関係者等に個人を特定される可能性があるとともに、原告である個人が他者に知られることを忌避する性質の情報であると認められることから、本件対象公文書における個人識別情報の部分を除いても、なお、個人の権利利益が害される可能性があるものといえる。

したがって、税務関係情報(B)は、条例第8条第1号本文の個人識別情報ないし権利利益侵害情報に該当する。

次に、税務関係情報のうち、別紙「本答申書における分類」(C)の情報(以下「税務関係情報(C)」という。)は、差押日、異議申立日、債権取立日等の情報であって、これらは預金払戻し請求権の差押等に関する日付であるから、いずれもそれ自体は個人識別情報には該当せず、また、本件対象公文書における他の個人識別情報の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害する可能性があるとは認められない。

したがって、税務関係情報(C)は、条例第8条第1号本文の個人識別情報ないし権利利益侵害情報には該当しない。

イ 条例第8条第1号ただし書ア該当性(税務関係情報(B)について)

条例は、個人に関する情報であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、なお開示すると規定している(条例第8条第1号ただし書ア)。

本件対象公文書は、判決書であるところ、このような訴訟記録については、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定められている(民事訴訟法第91条、行政事件訴訟法第7条)。

そこで、税務関係情報(B)について、これらが「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するといえるか否かについて検討する。

この点、訴訟記録の閲覧については、訴訟記録の保存、裁判所の執務、秘密保護等の観点から、閲覧を制限される場合等が存する(民事訴訟法第91条第5項、同第92条、行政事件訴訟法第7条)。

すなわち、訴訟記録の閲覧請求については、常にその閲覧が認められるとはいえないのであって、これらの情報は、必ずしも公にされるとは限らない。

また、本件対象公文書にかかる判決書については、いずれも裁判所のホームページにおける「裁判例情報」には掲載されておらず、よって、インターネット上で実質的に公開されているということもいえない。

したがって、税務関係情報(B)については、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とまではいえず、条例第8条第1号ただし書アの適用はない。

以上のように、税務関係情報(B)については、いずれも条例第8条第1号

本文に該当することから、条例第4号柱書及び同条第6号の該当性については、これらを判断するまでもない。

ウ 条例第8条第6号該当性（税務関係情報（C）について）

条例第8条第6号は、「法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報」を不開示としている。

実施機関は、税務関係情報について、これらが地方税法第22条の「事務に関して知り得た秘密」及び地方公務員法第34条第1項の「職務上知り得た秘密」に該当するとして、条例第8条第6号により不開示となる旨主張する。

そこで、税務関係情報（C）について、これらが条例第8条第6号に該当するか否かを検討する。

この点、地方公務員法第34条第1項における「職務上知り得た秘密」とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で職務上知り得たものをいい、地方税法第22条における「事務に関して知り得た秘密」とは、これらのもののうち、地方税に係る調査に関する事務について知り得たものをいう。

しかしながら、税務関係情報（C）は、預金払戻し請求権の差押等に関する日付であって、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実であるとはいえないから、地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条のいずれの「秘密」にも該当せず、これらの法令の趣旨及び目的に照らしても、公にすることができないと認められる情報であるとはいえない。

したがって、税務関係情報（C）は、条例第8条第6号の「法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報」には該当しない。

エ 条例第8条第4号柱書該当性（税務関係情報（C）について）

条例第8条第4号柱書は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示と定める。

実施機関は、税務関係情報について、これらが地方税法第22条の「事務に関して知り得た秘密」及び地方公務員法第34条第1項の「職務上知り得た秘密」に該当し、守秘義務が課された情報であることから、条例第8条第4号柱書に定める事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、不開示を主張する。

そこで、税務関係情報（C）について、これらが条例第8条第4号柱書に該当するか否かを検討するに、税務関係情報（C）は、上記のとおり、そもそも地方公務員法第34条第1項及び地方税法第22条のいずれの「秘密」にも該当せず、その他、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも特に考えられない。

したがって、税務関係情報（C）は、条例第8条第4号柱書の定める事務事業情報には該当しない。

以上のように、税務関係情報（B）については、条例第8条第1号に該当するが、税務関係情報（C）については、条例第8条第1号、第6号、第4号柱書のいずれにも該当しないことから、なお開示すべきである。

（4）付言（理由付記について）

なお、審査請求人は、本件部分開示処分について、不開示部分と不開示事由の判然としない部分があり、これらの記載内容の確認について、ヴォーン・インデックスの作成及び提示を求めたところ、実施機関はこれを拒否したことから、理由付記として不十分であり、違法な処分である旨を主張している。

この点、本件処分においては、不開示部分に関し、不開示理由及びその根拠規定について一定程度の記載があり、また、その不開示理由は、いずれの不開示部分についても条例第8条第1号、第4号柱書及び第6号とされており、本件不開示部分に対する本件不開示理由及びその根拠規定を了知しうるものであることから、本件処分が直ちに違法又は不当であるとまでは言うことができない。

しかしながら、本件のように、その不開示部分が多岐にわたるものについては、各不開示部分と各不開示理由との対応関係をより詳細かつ明確に記載することが望ましいと考えるので、その旨付言する。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 田 所 美 佳

委員 早 川 和 宏

委員 人 見 剛

別紙

○26川財税第1227号「処分取消等請求事件の判決について(報告)」の報告対象となった判決文

頁	行	不開示情報	本答申書における分類	当審査会の判断
1	1行目	判決言渡日	(A)	不開示
	1行目	裁判所書記官氏名	(A)	不開示
	2行目	事件番号	(A)	不開示
	3行目	口頭弁論の終結の日	(A)	不開示
	5行目	住所	(A)	不開示
	6行目	原告氏名	(A)	不開示
	24行目	差押日	(C)	開示
	24、25行目	金融機関名	(B)	不開示
2	4行目	異議申立却下決定日	(C)	開示
	13行目	職業	(A)	不開示
	14行目	納期	(B)	不開示
	15行目	滞納税額	(B)	不開示
	18行目	差押日	(C)	開示
	20行目	滞納税額と延滞金の合計額	(B)	不開示
	21行目	口座名義	(A)	不開示
	22行目	金融機関名	(B)	不開示
	23行目	金融機関名	(B)	不開示
	25行目	金融機関名	(B)	不開示
3	1行目	差押調書の謄本交付日	(C)	開示
	2行目	債権取立日	(C)	開示
	2行目	金融機関名	(B)	不開示
	2行目	債権取立額	(B)	不開示
	3行目	配当計算書作成日	(C)	開示
	4行目	換価代金等の交付期日	(C)	開示
	5、6行目	取立金の配当額内訳	(B)	不開示
	6行目	納期	(B)	不開示
	6行目	取立金の配当額内訳	(B)	不開示
	6行目	納期	(B)	不開示
	8行目	異議申立日	(C)	開示
	9行目	異議申立却下決定日	(C)	開示
	11行目	訴訟提起日	(A)	不開示
	14行目	法人名	(A)	不開示
4	3行目	「自己の財産になるべき金銭」の内容	(B)	不開示
5	15行目	裁判所担当部	(A)	不開示
	16～18行目	裁判官氏名	(A)	不開示
6	2行目	判決言渡日	(A)	不開示
	3行目	裁判所担当部	(A)	不開示
	4行目	裁判所書記官氏名	(A)	不開示

○25川財税第1100号「損害賠償請求事件の判決について(報告)」の報告対象となった判決文

頁	行	不 開 示 情 報	本答申書における 分類	当審査会の判断
1	1行目	判決言渡日	(A)	不開示
	1行目	裁判所書記官氏名	(A)	不開示
	2行目	事件番号	(A)	不開示
	3行目	口頭弁論の終結の日	(A)	不開示
	5行目	住所	(A)	不開示
	6行目	原告氏名	(A)	不開示
	23行目	差押日	(C)	開示
	23、24行目	金融機関名	(B)	不開示
	26行目	差押債権額	(B)	不開示
	26行目	遅延損害金起算日	(A)	不開示
2	5行目	差押債権額	(B)	不開示
	7行目	遅延損害金起算日	(A)	不開示
	11行目	金融機関名	(B)	不開示
	12、13行目	債権差押決定日	(C)	開示
	13行目	債権差押通知書送達日	(C)	開示
	14行目	金融機関名	(B)	不開示
	16行目	差押調書の謄本交付日	(C)	開示
	17行目	異議申立日	(C)	開示
	18行目	異議申立棄却決定日	(C)	開示
	20行目	訴訟提起日	(A)	不開示
3	5行目	債権取立日	(C)	開示
	5行目	金融機関名	(B)	不開示
	15行目	滞納税額	(B)	不開示
	17～20行目	納期	(B)	不開示
	22行目	債権差押決定日	(C)	開示
	24行目	差押債権額	(B)	不開示
4	1行目	普通預金の残高	(B)	不開示
	3行目	債権取立日	(C)	開示
	3、4行目	差押え債権額	(B)	不開示
	4行目	金融機関名	(B)	不開示
5	2行目	裁判所担当部	(A)	不開示
	3～5行目	裁判官氏名	(A)	不開示
6	2行目	判決言渡日	(A)	不開示
	3行目	裁判所担当部	(A)	不開示
	4行目	裁判所書記官氏名	(A)	不開示